

## 団体交渉確認書

広島大学と広島大学教職員組合は、平成18年4月から実施した本給の引下げによる現給保障（差額）の廃止（平成26年3月31日限りで廃止）に伴う代償措置について、誠実に団体交渉を重ねた結果、下記の内容で相互の立場の了解に達したことを確認する。

### 記

#### 1 代償措置の対象者

平成26年3月31日において、平成18年4月から実施した本給の引下げによる現給保障（差額）を受けていた職員で、引き続き平成26年4月1日に在職している者。

#### 2 代償措置の内容

##### (1) 平成26年度

現給保障（差額）を継続した場合の額に100分の60を乗じて得た額を特別調整手当の加算額として支給する。

##### (2) 平成27年度以降

当該代償措置の状況及び人件費執行状況等に鑑み、改めて双方で交渉し、決定することとする。

なお、交渉に当たっては、これまでの交渉の経緯を踏まえ、双方が合意に向けて、可能な限り努力することとする。

#### 3 代償措置の適用日

平成26年4月1日

平成26年3月20日

広島大学理事（財務・総務担当）

平野 仁司

広島大学教職員組合執行委員長

西別府 元日